

熊本県立大学動物実験規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年10月1日法律第105号）（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）」（以下、飼養保管基準）という。）、及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日文科科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）に基づき熊本県立大学（以下「本学」という。）における動物実験に関し遵守すべき事項を定め、科学的にはもとより、動物福祉、環境保全、並びに動物実験に携わる者の安全確保等の観点から、適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類を用いたすべての動物実験等に適用する。

- 2 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの規程の趣旨に沿って行うよう努める。
- 3 動物実験等を別機関にて共同で行う場合等は、当該機関における機関内規定により、適正に動物実験等が実施されることを確認する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 施設等 動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験動物 動物実験等の利用に供する哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (4) 動物実験計画 動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- (5) 動物実験実施者 動物実験を実施する者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係わる業務を統括する者をいう。
- (7) 飼養者 動物実験実施者の中で、実験動物の飼養または保管に従事する者をいう。
- (8) 管理者等 学長、環境共生学部長（以下「学部長」という。）、食健康環境学専攻長（以下「専攻長」という。）、動物実験実施者及び飼養者をいう。

第2章 委員会

(動物実験委員会の設置)

第4条 諮問組織として、学内に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について学長の諮問を受けて審議し、学長に報告する。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画の動物実験等に関する法令及びこの規程への適合性
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果
- (3) 施設等の使用状況及び実験動物の飼養保管状況
- (4) 自己点検・評価の検証および情報公開に関すること
- (5) その他、動物実験の適正な実施に必要な事項

(委員会の構成)

第6条 委員会は、学長が次に掲げるものから任命した委員により組織される。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有するもの 2名
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有するもの 1名
 - (3) 総務課長
- 2 前項第1号及び第2号の委員は、環境共生学部長の推薦に基づき学長が任命する。
 - 3 第1項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。
- (委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。
- 3 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、第6条第1項第1号又は第2号の委員が、2名以上の出席がない場合は、審査をすることができない。

- 2 委員会の審査の判定は、出席委員全員の合意をもってこれを決する。
- 3 議長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者に出席を求め、審査事項について説明又は意見を求めることができる。
- 4 委員は、自己の動物実験計画書に係る審査に関与することはできない。

(委員会の庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、学術情報メディアセンターにおいて処理する。

第3章 動物実験等の実施

(実験計画書の提出等)

第10条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの科学的信頼性を確保すると同時に、動物実験倫理の観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書(別記様式第1号)を提出して学長の承認を受けなければならない。

- (1) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
 - (2) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (3) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。
 - (4) 動物実験責任者は、苦痛度の高い動物実験、あるいは致死的な動物実験等を行う場合、実験に伴う激しい苦痛から動物を解放するためのエンドポイント(実験打ち切りの時期)を実験計画段階で設定すること。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、速やかに委員会に諮るものとする。
 - 3 共同研究の場合であっても、同様に計画書の提出を行うものとする。この場合、他の研究機関における動物実験計画書の承認状況等、重要な情報を委員会に提供しなければならない。
 - 4 委員会は、承認、条件付き承認、不承認、非該当のいずれかの判定を行う。
 - 5 委員会の委員長は、審査終了後、速やかに審査の結果を、動物実験審査結果報告書(別記様式第2号)により学長に報告しなければならない。
 - 6 学長は、前項の報告があった場合、速やかに動物実験計画書の承認等の決定を行い、申請者に動物実験審査結果通知書(別記様式第3号)を交付しなければならない。
 - 7 動物実験責任者は、審査の判定結果に対し異議ある場合は、1回に限り、動物実験審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に動物実験再審査申請書(別記様式第4号)により再審査を請求することが出来る。
 - 8 動物実験責任者が、動物実験計画を変更しようとするときは、動物実験計画(変更・追加)承認申請書(別記様式第5号)を学長に提出しなければならない。

(動物実験等の実施場所)

第11条 動物実験及び飼育は、原則として動物実験施設、食環境第1実験室及び食環境第2実験室で実施しなければならない。ただし、委員会の委員長が許可した場合は、別に定める場所で実験を実施することができる。

(安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等)

第12条 物理的、化学的に危険な材料、あるいは病原体等、人の安全・健康もしくは周辺環境に影響を及ぼす危険性のある動物実験等を実施する際には、動物実験責任者は、動物実験実施者の安全確保について特に注意を払わなければならない。

- 2 動物実験責任者は、飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、実験動物の健康保持に配慮すること。
- 3 動物実験責任者は、遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、関係法令等に従わなければならない。

4 動物実験責任者は、実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努め、侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

(動物実験実施後の報告)

第13条 動物実験責任者は、動物実験等実施後、動物実験終了(中止)報告書(別記様式第6号)により、使用動物数、計画変更の有無、実験成果等について学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けた場合は、必要に応じ適正な動物実験等の実施のため改善措置を講じなければならない。

第4章 施設等

(実験動物の飼養及び保管)

第14条 動物実験等を実施する際の実験動物の飼養及び保管は、法及び飼養保管基準を踏まえ、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実施すること。

(飼養保管施設の備えるべき要件)

第15条 飼養保管施設は次の要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物の種に応じた飼育設備、衛生設備及び逸走防止のための設備または構造を有すること。

(2) 飼養保管施設の周辺環境等に悪影響を及ぼさないよう、臭気、騒音、廃棄物の扱い等の環境衛生面に十分配慮がなされていること。

(3) 動物実験室外に設置する飼養保管施設が具備すべき要件は、第1号及び第2号に準ずること。

(施設等の維持管理)

第16条 学部長は、実験動物の適正な飼養保管、並びに動物実験を行う施設等の維持に努めること。

2 学部長は、施設等及び周辺の環境衛生の保全に努めること。

第5章 実験動物の健康及び安全の保持

(実験動物の健康及び安全の保持)

第17条 学部長、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。

(2) 実験目的以外の傷害や疾病から実験動物を守るために、必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。

(3) 施設への実験動物の導入に当たっては、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。

(4) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(5) 実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(記録の保存及び報告)

第18条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録管理を適正に行うよう努めること。また、特定危険動物、あるいは特定外来生物等については、マイクロチップ等による識別措置を講じること。

2 飼養保管した実験動物の種類、匹数等については、年度ごとに学長に報告すると同時に、情報公開すること。

(生活環境の保全)

第19条 管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図ることによって、また、施設又は設備の整備等により騒音の防止を図ることによって、施設及び施設周辺の生活環境の保全に努めること。

(飼養及び保管の方法)

第20条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管に当たり、実験動物による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(1) 学部長は、実験動物が逸走しない構造及び強度の施設を整備すること。

(2) 学部長は、専攻長、実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うこと。

- (3) 学部長及び専攻長は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。
 - (4) 専攻長は、施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。
 - (5) 専攻長、実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
 - (6) 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じること。
- (逸走時の対応)

第21条 管理者等は、実験動物が保管設備等から逸走しないよう必要な措置を講じること。また、学部長は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行うこと。

(緊急時の対応)

第22条 学部長は、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、関係者に周知を図ること。管理者等は、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(譲渡及び輸送の方法)

第23条 管理者等は、実験動物の譲渡にあたっては、その生理、生態、習性等、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、譲り受ける者に対する説明責任を果たさなければならない。

2 実験動物の輸送を行う場合には、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めなければならない。

- (1) なるべく短時間に輸送できる方法を採用すること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。
- (2) 輸送中の実験動物には必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両等を換気等により適切な温度に維持すること。
- (3) 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。
- (4) 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講じること。

(人獣共通感染症に係る知識の習得等)

第24条 管理者等は、人獣共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努め、人獣共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第6章 その他

(教育訓練の実施)

第25条 学長は、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な教育訓練を実施しなければならない。また、動物実験実施者等の資質向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証)

第26条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、学外者による検証を実施することに努めるものとする。

(情報公開)

第27条 本学における動物実験等に関する情報を、毎年1回、本学ホームページに公表しなければならない。

附 則 (平成23年12月28日熊大規程第3号)

- 1 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。
- 2 この規程は、平成23年12月28日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日熊大規程第3号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日熊県大規程第21号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月23日熊県大規程第2号）

この規程は、平成28年8月23日から施行する。

附 則（平成31年3月29日熊県大規程第44号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日熊県大規程第25号）

この規程は、令和2年3月23日から施行する。

別記様式第1号

別記様式第1号

熊本県立大学動物実験計画書

熊本県立大学長様

審査区分

新規 変更・年度更新（実験実施者の追加 / 実験実施者の変更） ※変更・更新の場合は前回の承認番号
 ※実験方法の追加による更新は「新規」扱い ()

提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

研究課題	
------	--

研究目的				
動物実験責任者名 (選択項目を■)	フリガナ	部局名	職	動物実験の経験等
	氏名 _____ 印 e-mail _____ @ _____	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
動物実験実施者名 (括弧内にフリガナ、 選択項目を■)	_____ () @ _____	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ () @ _____	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ () @ _____	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ () @ _____	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ () @ _____	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____ () @ _____	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

実験実施期間	承認後 ~ 20()年 3 月				中止・終了等	20()年 月 日	
飼養保管施設 及び 実験室	飼養保管施設				実験室		
	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備考
使用動物							

研究計画と方法	研究概要（研究計画と方法について、その概要を記入する。）		
	実験方法（動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛の категория」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。）		
特殊実験区分 (該当項目をすべて ■)	<input type="checkbox"/> 1. 感染実験 安全度分類: <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3 <input type="checkbox"/> 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A <input type="checkbox"/> 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 <input type="checkbox"/> 4. 化学発癌・重金属実験		
動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 試験・研究 <input type="checkbox"/> 2. 教育・訓練 <input type="checkbox"/> 3. その他	動物実験を 必要とする理由 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 <input type="checkbox"/> 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 <input type="checkbox"/> 3. その他
想定される 苦痛の категория (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> A. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 <input type="checkbox"/> B. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> D. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えると思われる実験。		
動物の苦痛軽減、 排除の方法 (該当項目をすべて ■)	<input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 <input type="checkbox"/> 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 <input type="checkbox"/> 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 <input type="checkbox"/> (局所的薬剤名及びその投与量・経路を記入) <input type="checkbox"/> 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 <input type="checkbox"/> 5. その他（具体的に記入:)		
安楽死の方法 (該当項目をすべて ■)	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用（局所的薬剤名及びその投与量・経路を記入:) <input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊（具体的に記入:) (法) <input type="checkbox"/> 4. 安楽死させない（その理由を記入:)		
動物死体の処理方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 大学内で焼却 <input type="checkbox"/> 2. 外部業者に依託 <input type="checkbox"/> 3. その他（具体的に記入:)		
その他必要または 参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)		

別記様式第2号

動物実験審査結果報告書

令和 年 月 日

熊本県立大学長 様

熊本県立大学動物実験委員会
委員長 印

先に申請のあった研究課題について、令和 年 月 日開催の委員会において
審査し、下記のとおり判定しましたので報告します。

記

1 受付番号	
2 研究課題名	
3 動物実験責任者	所属 職 氏名
4 判定	承認 条件付き承認 変更の勧告 不承認 非該当
条件付き承認、変更の勧告、不承認、非該当の理由等	

別記様式第3号

動物実験審査結果通知書

令和 年 月 日

様

熊本県立大学長

先に申請のあった研究課題について、下記のとおり判定したので通知します。
記

1 受付番号	
2 研究課題名	
3 動物実験責任者	所属 職 氏名
4 判定	承認 条件付き承認 変更の勧告 不承認 非該当
条件付き承認、変更の勧告、不承認、非該当の理由等	

別記様式第4号

動物実験再審査申請書

令和 年 月 日

熊本県立大学長 様

動物実験責任者 学部
職 氏名 印

熊本県立大学における動物実験規程第10条第7項の規定に基づき、下記のとおり再審査を申請します。

記

受付番号

1 研究課題名	
2 動物実験責任者	所属 職 氏名
3 判定	
(審査結果通知書受領日) 令和 年 月 日	
再審査申請の理由	

別記様式第5号

令和 年 月 日

熊本県立大学長 様

動物実験計画（変更・追加）承認申請書

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名：

印

承認番号 _____ の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1. 変更・追加事項*

(* 実験内容及び責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。また、遺伝子組換え動物の追加は組換え DNA 実験安全委員会の承認を得ること)

- 1) 動物実験実施者の変更・追加
- 2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加
- 3) 実験実施期間の変更
- 4) その他

2. 変更・追加等の理由

別記様式第6号

動物実験終了(中止)報告書

令和 年 月 日

熊本県立大学長 様

動物実験責任者 学部
職 氏名 印

熊本県立大学動物実験規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

受付番号

1 研究課題名	
2 動物実験責任者	所属 職 氏名
3 研究の開始日及び終了(中止)日	令和 年 月 日～令和 年 月 日
4 (1) 終了時： (2) 中止時及び中止の理由： (3) 使用動物頭数： (4) 計画変更の有無： ※有の場合は、その概要 (5) 実験の成果等：	
5 その他	